

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	※説明内容は別紙資料のとおり。以下、質疑応答の部分を記載。 〈テーマ１：人権〉 ・犯罪被害者の支援について、担当職員のスキルアップを図ることを目的とした研修制度はあるのか。 →ネットワーク会議への参加等が研修の機会となっているが、具体的な研修会は少ないのが実態である。被害者に寄り添う姿勢を基本に対応している。 ・人権擁護相談の年間件数と内容は？ →相談件数は、現在でいうと2~4件程度。内容は家族間の問題などが多い。 ・DVに関する振興局管内の配偶者暴力被害者対策協議会・犯罪被害者支援団体協議会への美幌町の関与について →美幌町は構成メンバーとして参加しており、警察・医師会等とネットワークを構築している。DV被害者をシェルターに繋いだ実績もある。 ・人権全般の啓発について、出前講座等で取り上げにくいテーマになりがちであり、町民への浸透が難しい。実際の事例が発生した際に素早く動ける体制作りが重要である。 ・北見市で制定されたような市民全体を対象とした人権条例の制定について美幌町の方針は？ →現時点では動きがなく、既存の安心まちづくり条例の中に包括されているとの考え方が基本である。将来的な検討の可能性はある。 ・LGBTQ・性的マイノリティについて、身近に公表している人や噂を聞いたことがないが、統計的に一定割合で潜在的にいることは間違いない。田舎では都市部より偏見が残りやすく、当事者が公表しづらい環境にある可能性があるため、理解促進が重要である。 ・LGBTQの相談窓口は町民活動課に設けられており、職員の異動があっても一定の対応水準を維持することが求められる。専任相談員の配置は現状では難しいが、職員全体の対応力向上が必要である。 〈テーマ２：男女共同参画〉 ・現行計画では独立した項目として設定しているが、両テーマは「人々が互いを尊重し社会のあらゆる分野に参画できる共生社会の実現」という共通の本質を持っている。近年は年齢・障害・国籍・性的指向・性自認など多様な差別・偏見への対応が求められており、DVは男女共同参画の課題でもあり犯罪被害者の課題でもある。分けることで課題が重複・分断される弊害があるため、「人権と多様性」

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
	など統合した項目に整理することを今後の基本計画策定に向けて検討している。 →委員から内容的に統合の方が自然との意見があり、方向性として了承された。 ・男女共同参画プランの策定委員会の構成について →男女共同参画協議会（農協女性部会等の役員が中心）に推進検討委員会を立ち上げ、役場内の推進委員会（副町長等が関与）と連携する形である。 ・次期プラン策定にあたり、女性部会のなり手不足・担い手の固定化が課題であり、より若い世代の意見を取り入れる仕組みが必要である。 各種委員会・役場管理職への女性登用率が伸びない背景として、管理職になる世代の女性職員がそもそも少ない（かつて結婚・育児で退職した世代が多かった）という構造的な問題がある。近年は女性が継続勤務するケースが増えており、今後は主査職を経た管理職への登用が増えていくと見込まれる。国の次期計画では女性登用率40～60%の目標が検討されているが、地方の実態とのギャップが大きいため、次期プランの目標値設定は実態に即して判断すべきである。 〈テーマ3：地域間交流〉 ・町内の事業所には多くの外国人労働者が在住しているが、現在の地域間交流はケンブリッジ（姉妹都市）中心の計画となっており、町内在住の外国人との交流が計画に含まれていない。多文化共生の観点から、こうした方々との交流も計画に取り込むべきである。 →多文化共生については教育部会（生涯学習課）の所管として別途取り組みが進んでいるため、今回の計画でどこまで踏み込むかは今後の検討が必要である。町内在住外国人との交流の取り扱いについては事務局で検討する。 ・デジタル技術を活用した交流の将来像について、コロナ禍でオンライン会議が普及したが、実際に現地を訪れて風土・景色を体感することの価値は変わらない。オンラインで交流してから実際に会いに行くというハイブリッドな形が理想的である。 子どもがオンラインゲームを通じて国内外の人と友達になり、実際に会いに行く時代になっており、デジタルと対面の両立が今後の地域間交流の形となる。 ・町内在住の外国人との交流を今回の計画に反映させることが可能かどうか、教育部会との内容の整合も含めて検討していく。